

■「指導内容」：北方領土の戦後の状況と交流について

1. 本項目の指導内容とねらい

①指導内容	○第二次世界大戦後のソ連軍による北方四島の占領の状況 ○現在の北方四島がどのような状況にあるか。誰が住み、どのように管理されているか。
②ねらい	北方四島の現在の状況と、どのような経緯で現在のよう状況に至ったかを理解させるとともに、四島への訪問が、現在のよう形で行われている理由から、北方四島をめぐる実態について主体的に考えさせる。

2. 指導上の留意点とアドバイス

北方領土教育の経験豊富な現役教員からのアドバイス	<ul style="list-style-type: none"> • 北方四島の現在の姿について、北方四島交流事業の枠組み等でしか訪問できない、日本人は居住していない、ロシアが占拠している、ロシア側が一方向的に設定したラインを越えると逮捕されるなど、具体的事例から理解させると有効である。 • 元島民が高齢化していることに触れることが必要である。 • 北方四島にいま住むロシア人は、戦後、占領時にやってきた人々が住み着いたのではなく、ソ連のさまざまな地域からの移住者及びその子孫であることに触れることも必要である。 • 元島民が墓参でさえも自由に戻れないことを、自分たちに置きかえて考えさせることが有効である。 • 北方四島交流事業は、両国の主張が対立する中で、相互理解のための取り組みとして、位置づけられることを理解させることが重要である。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○終戦後のソ連による法的根拠のない占拠は、どのような点が「法的に根拠がない」のかを生徒に理解させることが重要である。 ○元島民の思いについて、生徒に主体的に考えさせることが重要であるとともに、適宜、その理解と関心を、学習項目「ソ連による占領の状況と元島民の体験談について」につなげていくことが有効である。 ○北方四島への訪問が、北方四島交流事業の枠組み等で行われている理由を、生徒に理解させることが重要である。 ○北方領土問題の解決に向けて、北方四島交流事業にはどのような意義があるかについて、生徒に主体的に考えさせることが有効である。

3. その他の詳細資料

詳細資料	<ul style="list-style-type: none">■終戦後のソ連による不法占拠<ul style="list-style-type: none">・昭和 20（1945）年 8 月 9 日、ソ連は当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦した。ソ連軍が千島列島の最北端・占守島^{しゅむしゅ}に上陸したのは、日本がポツダム宣言を受諾して連合国に降伏した 8 月 15 日から 3 日後の 8 月 18 日であった。その後、ソ連軍は島づたいに南下し、8 月 28 日から遅くとも 9 月 5 日までに択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の全てを占領した。・終戦時、北方四島には約 17,000 人の日本人が暮らしていた。ソ連軍の占領により、約半数の者は自ら脱出したが、それ以外の者は昭和 22 年から 23 年に四島から強制退去させられ、樺太（サハリン）での抑留生活を経て函館に送還された。・戦後 70 年以上が経過した今もなお、北方四島はロシアに法的根拠なく占拠された状態が続いている。・時間の経過とともに、元島民の高齢化が進んでおり、北方四島の返還を急がねばならない状況にある。 ■現在の北方四島の状況<ul style="list-style-type: none">・現在、北方四島には約 17,000 人のロシア人が暮らしている（歯舞群島には一般住民はいない）。これらの人々は、ソ連のさまざまな地域からの移住者及びその子孫である。・ロシアに法的根拠なく占拠されている北方四島には日本人は 1 人もおらず、かつて居住していた日本人はいまだ故郷に帰れない状態にあり、その平均年齢は 81 歳を超えている（平成 28 年 3 月現在）。 ■北方四島への訪問<ul style="list-style-type: none">・現在の北方四島への訪問に関する枠組みは以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">－北方四島交流 日本国民と四島在住ロシア人との相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として実施されている、旅券（パスポート）・査証（ビザ）なしの相互訪問－北方領土墓参 元島民及びその親族による北方四島の墓地への旅券（パスポート）・査証（ビザ）なしによる墓参－自由訪問（故郷への訪問） 元島民及びその家族による北方四島の居住地等への旅券（パスポート）・査証（ビザ）なしによる訪問 ■北方四島交流事業の目的<ul style="list-style-type: none">・元島民及びその家族等を対象に人道的見地から実施されている北方領土墓参や自由訪問（故郷への訪問）に対し、北方四島交流事業は、日本国民と四島在住ロシア人との交流を通じて、お互いの立場の理解を図り、真の友好親善のために必要な北方領土問題の解決の重要性をロシア人に理解させるとともに、ロシア人に対する日本国民の理解、また、日本及び日本国民に対するロシア人の理解の共有を通じて、北方領土問題の解決に寄与することを目的として実施されている。この事業の対象者は、返還運動関係者、元島民、報道関係者、訪問の目的に資する活動を行う専門家などとなっている。 ■査証（ビザ）を取得して北方四島へ渡航しないよう求めている理由<ul style="list-style-type: none">・日本国民がロシアの発給する査証（ビザ）を取得して北方四島に入域することは、ロシアの四島に対する主権を認めることになるため、日本政府は、閣議了解により国民に対して、北方四島へ渡航しないよう求めている。
------	---

4. ワークシートの活用について

アドバイス	<p>本項目は、知識の定着以上に、現在の北方四島の状況における問題点やその理由について、主体的に考察し、自分なりの意見をまとめることが重要な分野であり、ワークシートでは、こうした対象となる主要なポイントを取り上げている。</p> <p>■課題（１）：知識・理解に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">ワークシートの課題（１）は、ソ連による北方四島の占拠の不法性について取り上げている。ポイントは、①当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦したこと、②すでに日本が降伏し、ポツダム宣言を受諾していたにもかかわらず、北方四島に侵攻・占拠したことであり、生徒がこの点に着目、理解するよう、適宜、示唆を与えることが必要である。 <p>（解答例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>①当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦したこと。 ②すでに日本が降伏し、ポツダム宣言を受諾していたにもかかわらず、北方四島に侵攻・占拠したこと。</p></div> <p>■課題（２）：思考・判断・表現に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">ワークシートの課題（２）では、北方四島交流の枠組みでしか相互訪問が行われていない理由を取り上げている。ポイントは、日本政府は四島におけるロシアの主権を認めておらず、そのため、ロシアから査証（ビザ）の発給を受けることはできない、という点である。このため、ワークシートの記入後に、日本政府は、相互訪問だけでなく、全ての日本国民がロシアから査証（ビザ）の発給を受けて、四島へ渡航しないよう求めていることを紹介することが、理解促進に有効である。 <p>（解答例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>査証（ビザ）は、その土地を領有している国が、外国人の入国に際して発給するものなので、ロシアから査証（ビザ）の発給を受けることは、ロシアの北方四島の主権を認めることになってしまうため。</p></div> <p>■課題（３）：思考・判断・表現に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">ワークシートの課題（３）では、北方領土問題の解決に向けた相互訪問（北方四島交流事業）の意義を取り上げている。ポイントは、問題を解決するためには、対立するのではなく、お互いの意見と状況を理解しあうことで、冷静に対話のできる関係を築くことが大切であり、この相互訪問は、そうした関係づくりに役立っているということである。生徒がこの点に着目、理解するよう、適宜、示唆を与えることが必要である。 <p>（解答例）：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>北方領土問題を解決するためには、冷静に対話のできる関係を築くことがまず必要である。相互訪問（北方四島交流事業）は、交流を通じてお互いを理解しあうことができ、冷静に話し合いができる関係を築くことに役立つ。</p></div>
-------	---